

# より良い電波利用環境のために

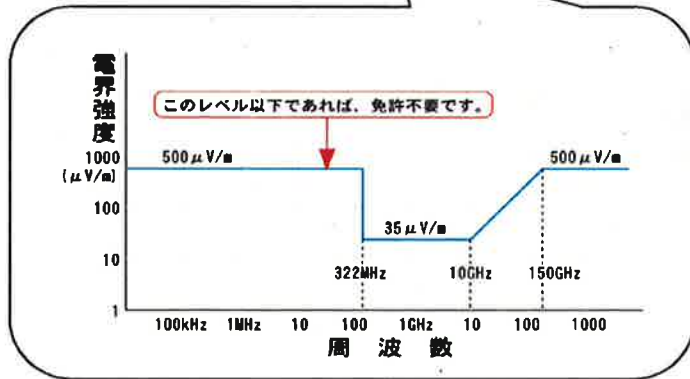
平成25年7月

総務省 関東総合通信局  
電波利用環境課

# 電波の利用について

無線局を開設使用とする者は免許を受けなければならない。  
ただし、発射する電波が著しく微弱な無線局を除く。

微弱な無線局



技適マーク

その他の無線設備

(利用者が)免許を受けなくて使えるもの

FMトランスミッター  
ワイヤレスヘッドホン  
ワイヤレスマウス、キーボード



民間独自の性能証明の例

ラジコン用無線機  
ラジオマイク

無線LAN  
コードレス電話  
PHS  
特定小電力のトランシーバなど



携帯電話

免許を受けなければ使えないもの

アマチュア無線局  
パーソナル無線局  
業務用の無線局

放送局、携帯電話基地局、人工衛星局  
(ただし、一般の人は免許を受けられない)

免許を受けずに無線局を開設した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(電波法110条)  
重要な無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金(電波法第108条の2)

# 重要無線通信への混信・妨害事例

## 消防無線に対するFMトランスミッターからの混信事例

「消防用無線に雑音が入る」旨の申告があったため、現地調査を行ったところ、消防本部から約80m南に位置するコンビニエンスストアに駐車する車両内のFMトランスミッターの不要電波が混信原因と特定。

### 概略図

76MHzのFMトランスミッターから不要電波が発射

消防無線に障害が発生



妨害原因の特定・排除

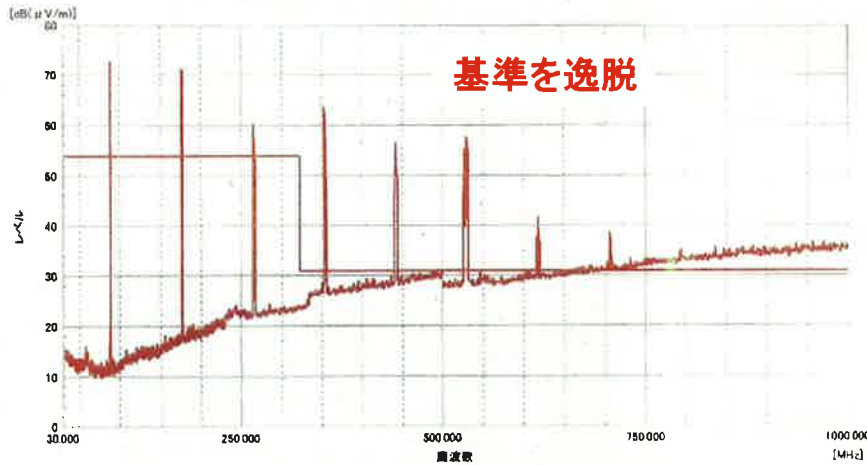


総務省総合通信局の現地調査

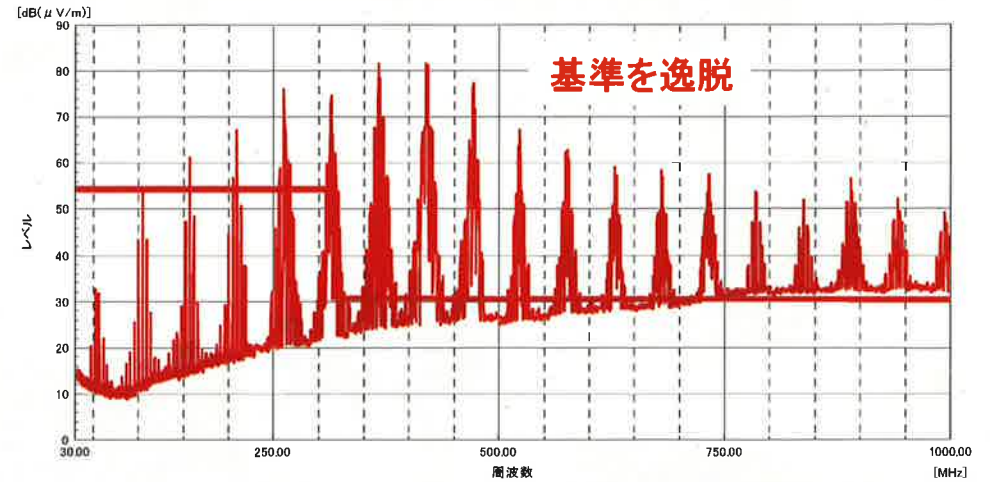


# 微弱な無線局と称した無線機器の例

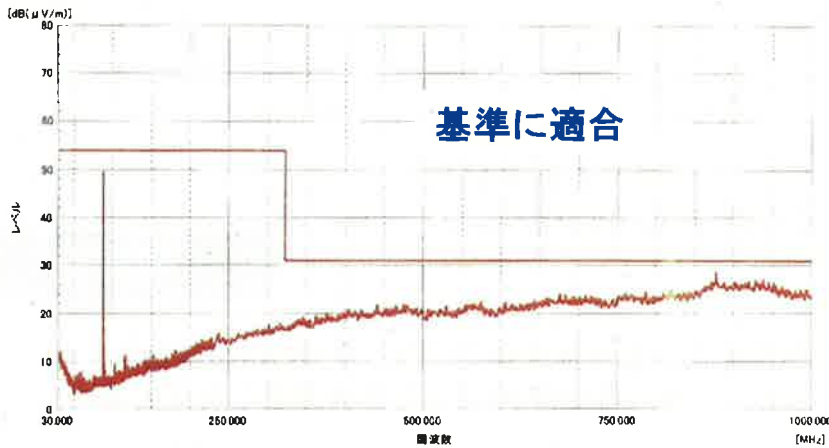
## 基準を逸脱したFMトランスミッターの例



## TV13CH用トランスミッターの例



## 基準に適合したFMトランスミッターの例



電波の利用状況イメージ

- |   |         |   |      |
|---|---------|---|------|
|  | アマチュア無線 |  | 航空無線 |
|  | FM放送    |  | 電波天文 |
|  | TV放送    |  | 携帯電話 |

お取扱いの無線機器が、電波法令に適合していることをご確認の上、販売していただくようご協力をよろしくお願いいたします。

# 販売店が電波法違反で摘発された事例

大阪府警は、平成22年9月22日、日本橋電気街で「ネットが無料」等と宣伝し、WEP解析ソフトを添付した高出力無線LAN機器を販売していた電気店を「電波法違反幫助容疑」で捜査し、店長及び店員2名を逮捕。

また、当該販売店から同機器を購入し、使用した顧客についても、電波法違反で書類送検。

問題となった機器



大阪区検は、平成22年10月13日、当該販売店の店長ら2名を「電波法違反幫助罪」で略式起訴し、大阪簡裁は同日、罰金各40万円の略式命令。

また、書類送検された購入者2名についても、罰金20万円の略式命令。